

デイサービスセンター アットホームしろとり

指定地域密着型通所介護サービス・第1号通所事業サービス

重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定地域密着型通所介護サービス・第1号通所事業サービス(以下「通所介護サービス等」という)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」「サービス事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◇◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生時の対応について	8
7. 苦情の受付について	9
8. 虐待防止について	9
9. サービスの利用に関する留意事項	9
10. 損害賠償および免責事項	10
11. サービス利用をやめる場合	10
12. 連帯保証人	11

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 敬天会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町為真 1878-1 |
| (3) 電話番号 | 0575-83-0266 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 森 美温 |
| (5) 設立年月 | 平成 15 年 3 月 10 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 通所介護事業所
岐阜県 2171000678 号 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう努める。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンター アットホームしろとり |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町為真 1878-1 |
| (5) 電話番号 | 0575-83-0266 |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 鷺見 タヅ子 |
| (7) 運営方針 | デイサービスの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに重点をおいて運営するものとする。 |
| (8) 開設年月 | 平成 16 年 8 月 9 日 |
| (9) 利用定員 | 18 人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|--|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 郡上市白鳥町・大和町・高鷺町（但し、三町の遠方地域に関しては相談させていただきます。） |
| (2) 営業日及び営業時間 | 営業日は、月曜日から金曜日までとする。なお、休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、8 月 14 日から 8 月 16 日及び年末年始等とする。ただし、管理者が当該休業日に営業を認めた場合は、この限りではない。
営業時間は、8 時 30 分から 17 時 30 分までとし、当該時間内にて基本的に 7 時間以上 8 時間未満のサービスを提供する。
なお、営業時間内における延長サービスは可能とし、営業時間外の延長は行わないものとする。 |

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス等を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数
1. 管理者(兼務)	1名
2. 生活相談員	1名以上
3. 介護職員	2名以上
5. 看護職員(兼務)	1名以上
6. 機能訓練指導員(兼務)	1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当事業所介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

入浴又は清拭を行います。体調が悪く、入浴を中止したほうが良いと判断した場合は、清拭を行います。

②排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助をおこないます。

③機能訓練（地域密着型通所介護のみ）

機能訓練指導員により、個別に利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記料金表による自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。また一定以上の所得のある方の自己負担が1割ではなく2割または3割となるため、対象となる方の負担金額は表示金額の2倍または3倍となります。）

地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護サービス）

所要時間 7 時間以上 8 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
753 円/日	890 円/日	1,032 円/日	1,172 円/日	1,312 円/日

所要時間 6 時間以上 7 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
678 円/日	801 円/日	925 円/日	1,049 円/日	1,172 円/日

所要時間 5 時間以上 6 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
678 円/日	801 円/日	925 円/日	1,049 円/日	1,172 円/日

所要時間 4 時間以上 5 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
436 円/日	501 円/日	566 円/日	629 円/日	695 円/日

所要時間 3 時間以上 3 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
416 円/日	478 円/日	540 円/日	600 円/日	663 円/日

所要時間 2 時間以上 3 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
305 円/日	351 円/日	396 円/日	440 円/日	487 円/日

第 1 号通所事業費（介護予防・日常生活支援総合事業サービス）

利用頻度	サービス事業対象者	要支援 1	要支援 2
週 1 回程度	1,798 円/月	1,798 円/月	1,798 円/月
週 2 回程度	3,621 円/月	—	3,621 円/月

※ただし、利用開始日や他サービスと併用の場合、上記金額ではなく回数単価となる場合がございます。

地域密着型通所介護サービス加算（加算については必要要件等にあわせご請求させていただきます）

加算名	金額	要件
入浴介助加算（Ⅰ）	40 円/日	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合に加算。
入浴介助加算（Ⅱ）	55 円/日	①医師、PT、OT、介護福祉士、ケアマネ等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価 ②居宅訪問をした医師、PT、OT、介護福祉士、ケアマネ等とデイサービスセンター等の機能訓練指導員等が共同して個別入浴計画を作成 ③その経計画に基づいて入浴介助

		上記3点の取り組みを行った場合に算定。
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、そのフィードバックを活用して通所介護計画を見直すなどの取り組みをする場合に加算
感染症等利用者減加算	右記参照	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合に加算。 金額＝通所介護費×3%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	介護職員数のうち介護福祉士が70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上で加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50である場合に加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日	介護職員数のうち介護福祉士が40%以上、または勤続年数7年以上の者が30%以上で加算。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	所定の要件下において介護職員の賃金並びに職場環境等の改善に取り組を行った際に加算。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×5.9%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×4.3%
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×2.3%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90/100
介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80/100
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	所定の要件下において介護職員の賃金並びに職場環境等の改善に取り組を行った際に加算。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×1.2%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×1.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年6月1日より実施	右記参照	所定の要件下において介護職員の賃金並びに職場環境等の改善に取り組を行った際に加算。 金額＝（地域密着型通所介護費+各種加算）×9.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ※令和6年6月1日より実施	右記参照	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+各種加算）×9.0%

介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) ※令和6年6月1日より実施	右記参照	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)同様。 金額=(地域密着型通所介護費+各種加算)×8.0%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) ※令和6年6月1日より実施	右記参照	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)同様。 金額=(地域密着型通所介護費+各種加算)×6.4%

第1号通所事業サービス加算 (加算については必要要件等にあわせご請求させていただきます)

加算名	金額	要件
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し、そのフィードバックを活用して通所介護計画を見直すなどの取り組みをする場合に加算。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	週1回程度利用 88円/月 週2回程度利用 176円/月	介護職員数のうち介護福祉士が70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上で加算。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	週1回程度利用 72円/月 週2回程度利用 144円/月	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50である場合に加算。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	週1回程度利用 24円/月 週2回程度利用 48円/月	介護職員数のうち介護福祉士が40%以上、または勤続年数7年以上の者が30%以上で加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	所定の要件下において介護職員の賃金並びに職場環境等の改善に取り組を行った際に加算。 金額=(地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算)×5.9%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)同様。 金額=(地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算)×4.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)同様。 金額=(地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算)×2.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)同様。 金額=介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90/100
介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)同様。 金額=介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80/100
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	所定の要件下において介護職員の賃金並びに職場環境等の改善に取り組を行った際に加算。 金額=(地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算)×1.2%

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月末日で廃止	右記参照	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（地域密着型通所介護費+介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く加算）×1.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※令和6年6月1日より実施	右記参照	所定の要件下において介護職員の賃金並びに職場環境等の改善に取り組を行った際に加算。 金額＝（第1号通所事業費+各種加算）×9.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ※令和6年6月1日より実施	右記参照	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（第1号通所事業費+各種加算）×1.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ※令和6年6月1日より実施	右記参照	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（第1号通所事業費+各種加算）×8.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ※令和6年6月1日より実施	右記参照	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）同様。 金額＝（第1号通所事業費+各種加算）×6.4%

<通所介護サービス等共通>

- ☆ 当施設においては、7時間～8時間の利用を基本としてサービスを実施しています。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（通所介護サービス等共通）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供

利用者に提供する食事費用です。当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間 12:00～13:00

料金：昼食1回あたり 600円

②レクリエーション

利用者の希望によりレクリエーションや創作活動に係る費用です。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合がございます。

③おやつ提供

希望利用者に提供するおやつ費用です。

料金：1日 100円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

* おむつ代：実費

⑤理髪・美容サービス

ご希望により、理美容師の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費請求

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、利用月の翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 事務所での現金支払

イ. 金融機関口座からの自動引落とし

ウ. 下記指定口座への振込

十六銀行白鳥支店 普通預金 1216264

口座名：社会福祉法人 敬天会 理事長 森 美温

※ 領収書は次回請求書と併せて送付させていただきます。

※ 確定申告における医療費控除の申告、高齢介護サービス費の支給申請等で、領収書の提出が必要になる場合があります。領収書の再発行は原則いたしませんので、大切に保管していただきますようお願い申し上げます。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービス等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供できない場合がありますので、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

お休みされる場合は、なるべく早めにご連絡ください。

6. 事故発生時の対応について

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、以下に掲げる措置を講じるものとする。

- ・ 市町村、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故再発防止に記

録を役立てるものとする。なお、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は5年間保存するものとする。

7. 苦情等の受付について

当事業所の提供する介護サービスに対しての要望または苦情等については担当者にご相談ください。また、苦情ボックスを設置しております。

苦情に対しては円滑かつ迅速に対応し以下の処理を行います。

- ・ 苦情について事実確認を行う。
- ・ 処遇、処理について関係者と調整、連携を行う。
- ・ 苦情処理の結果等について申し出者に対しその改善状況の返答を行う。
- ・ 苦情解決責任者を中心に問題の再発防止に努める。
- ・ 苦情処理は迅速に行う。

<事業所窓口> 受付時間 8時30分～17時30分(土日祝を除く)

※ 苦情担当窓口

生活相談員 稲葉 さとみ

※ 苦情解決責任者

管理者 鷺見 タヅ子

8. 虐待防止について

当施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために以下に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止担当者を選定しています。
- ② 虐待防止委員会を設置しています。
- ③ 職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。(火気類の持ち込みはお控えください。)

10. 損害賠償および免責事項

当事業所は、当事業所に故意または重大な過失がある場合を除き、本契約の定めに従って当事業所が行った行為の結果、または利用者がサービスの利用により生じる結果について、利用者ならびにその他の第三者に対して、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

- 2 当事業所は、当事業所に故意または重大な過失がある場合を除き、利用者情報その他利用者に関する情報が消失、紛失した場合、これにより発生した損害についていかなる責任も負わないものとします。
- 3 利用者が本契約に基づくサービスの利用に関して利用者の責に帰すべき事由により当事業所に損害を与えた場合、利用者は当事業所が被った損害を賠償するものとします。
- 4 前各項の規程は天災地変などの不可抗力により利用者に発生した損害賠償についても当事業所に対して免責するものとします。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定等の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定等により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに当事業所までご連絡下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」等が変更された場合。

- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス等を実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者または、その関係者による当施設職員に対しての禁止行為を繰り返す等、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

＜サービス利用にあたっての禁止行為＞

- ・ 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- ・ サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

12. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人より、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報提供の請求があったときは、事業者は遅滞なくその情報を提供します。